

引受方式等の特徴

共済目的	引受方式	補償割合 補てん割合	支払開始 損害割合	内容
水稲 陸稲 麦	一筆方式	7割 (注1)	3割 (注1)	耕地ごとに引受け、耕地の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合を超える減収部分に対して共済金を支払う仕組み
水稲 麦	半相殺方式	8割 (注2)	2割 (注2)	農家単位で引受け、減収耕地の減収量の合計が、農家の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合を超える減収部分に対して共済金を支払う仕組み
水稲 麦	全相殺方式	9割 (注3)	1割 (注3)	農家単位で引受け、農家の減収量が、農家の基準収穫量の農家が申し出た支払開始損害割合を超える減収部分に対して共済金を支払う仕組み
麦	災害収入 共済方式 (注4)	9割 (注3)	1割 (注3)	農家ごとに減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の農家が申し出た補償割合に達しない場合に共済金を支払う仕組み
水稲	品質方式 (注4)	9割 (注3)	1割 (注3)	農家ごとに、減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の農家が申し出た補償割合に達しない場合に共済金を支払う仕組み

(注1) 組合等は共済規程等で補償割合(6割、5割)及び支払開始損害割合(4割、5割)を規定することができる。

(注2) 組合等は共済規程等で補償割合(7割、6割)及び支払開始損害割合(3割、4割)を規定することができる。

(注3) 組合等は共済規程等で補償割合(8割、7割)及び支払開始損害割合(2割、3割)を規定することができる。

(注4) これらの引受方式を選択できるのは、基本的に収穫物の概ね全量を農協等に出荷しており、その出荷資料等で収穫量や生産金額等が確認できる者に限られる。

(注5) このほかに、水稲に限り特定の地域では、特例一筆方式(例えば、補償割合が7割、支払開始損害割合が2割の仕組み)がある。この場合も、組合等は共済規程等で、補償割合(6割、5割)及び支払開始損害割合(3割、4割)を規定することができる。